公告 08- 第１号
２０２６年１０月１日

被保険者　各位

ディスコ健康保険組合
理事長　田村　隆夫

規約変更について

２０２６年１０月１日より、組合規約の一部を下記のとおり改定いたしますので、公告いたします。

記

１．変更内容

・第 47 条第 2 項(1)中の「社会保険診療報酬支払基金」および「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

・第 49 条(9)中の「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

２．変更内容理由

１０月１日から「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更になるのにあたり、条文内の名称を変更するため

３．変更内容詳細（新旧対照表）

新	旧
第１条～第 46 条　略 （会計年度所属区分） **第 47 条**　略 2　支出の会計年度所属は、次の各号による。 （1）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するものにあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。）がその請求を受理した日の属する年度 （2）～（6）　略 **第 48 条**　略 （準備金の保有方法） **第 49 条**　準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。 ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の１に相当する額については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （1）～(8) （9）医療情報基盤・診療報酬審査への委託金 （10）～（12）　略 附則 この規約は、令和８年１０月１日から施行する。	**第１条～第 46 条**　略 （会計年度所属区分） **第 47 条**　略 2　支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあっては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度 （2）～（6）　略 **第 48 条**　略 （準備金の保有方法） **第 49 条**　準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の１に相当する額については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （1）～(8) （9）社会保険診療報酬支払基金への委託金 （10）～（12）　略 （追　加）

以上